

ごみの野外焼却禁止！



自宅の庭を含め野焼きは法律により禁止されています。違反した人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役又は、1,000万円以下の罰金を課せられることがあります。

法律で例外に認められるもの（農業、林業、たき火等）もありますが、近隣住民に迷惑がかかったり、生活環境の保全上著しい支障を生ずる焼却は消火をお願いする場合がございます。

今回、市内で野焼きにより洗濯物に臭いが付く、喉の痛みや頭痛など多くの相談がっております。

知らず知らずのうちに周囲の方々に迷惑をかけている場合もありますので快適な生活環境を守るため焼却によらない処理へのご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先
宗像市環境課 資源廃棄物係
TEL:0940-36-1421